

マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議（第7回）
議事概要

1. 日 時：令和7年3月21日（金）17時30分～18時00分

2. 場 所：Web 会議による開催

3. 参加者（敬称略）

デジタル庁 デジタル審議官	二宮 清治
デジタル庁 国民向けサービスグループ統括官	村上 敬亮
内閣官房 内閣審議官（内閣官房副長官補付）	田中 聖也
（代理：内閣参事官（内閣官房副長官補付）	和田 雅晴）
内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局次長	石原 大
内閣府 大臣官房政策立案総括審議官	岡本 直樹
公正取引委員会 事務総局官房総括審議官	藤井 宣明
警察庁 交通局長	早川 智之
（代理：長官官房審議官（交通局担当）	阿部 竜矢）
カジノ管理委員会 事務局監督調査部長	原田 義久
金融庁 総合政策局政策立案総括審議官	堀本 善雄
（代理：総合政策局総合政策課長	池田 賢志）
消費者庁 政策立案総括審議官	藤本 武士
こども家庭庁 長官官房審議官	高橋 宏治
復興庁 統括官	山野 謙
総務省 大臣官房総括審議官（情報通信担当）	玉田 康人
総務省 自治行政局長	阿部 知明
（代理：自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長	小牧兼太郎）
法務省 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官	中村 功一
出入国在留管理庁 次長	杉山 徳明
（代理：在留管理支援部長	福原 申子）
外務省 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官	斉田 幸雄
財務省 大臣官房総括審議官	寺岡 光博
（代理：大臣官房審議官	弓 信幸）
国税庁 長官官房審議官	斎須 朋之
文部科学省 大臣官房総括審議官	淵上 孝
（代理：大臣官房政策課長	福井 俊英）

厚生労働省	サイバーセキュリティ・情報化審議官	林 弘郷
厚生労働省	保険局長	鹿沼 均
農林水産省	大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官	伊藤 優志
経済産業省	大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官	西村 秀隆
国土交通省	大臣官房政策立案総括審議官	岡本 裕豪
環境省	大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官	熊谷 和哉
防衛省	大臣官房政策立案総括審議官	廣瀬 律子
(代理：人事教育局人事計画・補任課長		玉越 崇志)

4. 議事

(1) 【マイナンバーカードの普及と利活用の状況に関するインターネットによるアンケート調査の結果について】

(2) 【マイナンバーカードの普及・利活用拡大について】

議事(1)(2)について、デジタル庁より説明

(3) 【マイナ保険証について】

議事(3)について、厚生労働省より説明

(4) 【平デジタル大臣発言】

- 本日は、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。
また、各府省におかれましては、マイナンバーカード普及・利用の推進にご理解とご協力を賜りまして、ありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。
- マイナンバーカードの保有率は、2月末時点で約9,700万枚、4人に3人を超えるまで普及しました。各府省の取組に改めて感謝を申し上げます。早期に周知のひな形の提供等を行いますので、引き続き、職員や所管業界等に対し、カードのメリット等についての周知と取得の働きかけをお願いいたします。
- 今年はですね、カードの発行開始から10年目となり、更新が始まります。また、マイナポイントから5年目となり、電子証明書の更新も多数発生をいたします。総務省とデジタル庁を中心に、各府省においても国

民に確実に更新いただくための広報等が重要であり、早期に周知のひな形の提供等を行いますので、ご協力をお願いいたします。

- マイナ保険証については、昨年 12 月にマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。早期に周知のひな形の提供等を行いますので、引き続き、各府省においては、職員や所管業界等に対する利用の働きかけをお願いいたします。
- マイナ免許証については、24 日から運用が開始されます。警察庁において、メリットや手続き・留意点などを国民に丁寧に周知することを含め、円滑な運用に向けた取組をお願いいたします。また、在留カードとの一体化については、改正入管法が昨年 6 月に公布され、2 年以内に施行される場所、「住所地の届出の際に、一体化した在留カードを確実に申請していただくための仕組み」を含め、入管庁において準備をお願いいたします。
- マイナンバーカードの本人確認書類としての利用については、行政手続はもとより、所管業界における民間サービスでも活用がなされるよう取組をお願いいたします。具体的には、各府省において、マイナンバーカードが本人確認書類として位置づけられているか確認をし、確実に位置づけいただくとともに、所管業界や事業者に対して、働きかけをお願いいたします。
- 犯収法と携帯電話不正利用防止法については、警察庁と総務省をはじめ関係省庁において、非対面の本人確認について公的個人認証に原則として一本化する取組を、犯収法は令和 9 年度、携帯電話不正利用防止法は令和 8 年度に実現すべくお願いいたします。また、対面の本人確認について ICチップの読み取りを原則とする取組を、スケジュールの策定をはじめ早期実現すべくお願いをいたします。その際、デジタル庁が提供する対面確認アプリを有効活用してください。
- マイナ救急については、適切な搬送先の選定等、「国民の命を守る」取組であり、消防庁において、来年度、全国展開の取組をお願いします。

- 地方公共団体の行政手続のオンライン化は、各府省において更なる進展に向けて取組をお願いします。
また、コンビニ交付サービスについては、戸籍や税の証明書の交付可能市町村の増加を含め、取組をお願いします。また、「書かない窓口」や図書館カードとしての利用など、拡大の取組をお願いいたします。その際、デジタル庁の提供するデジタル認証アプリやマイキープラットフォームを有効活用してください。
- 医療DX、こどもDX、防災DXについては、その工程表等に基づき、各府省自身の支援策のほか「新しい地方経済・生活環境創生」の支援策を活用し、取組をお願いいたします。
- 民間事業者におけるカードの利用については、各府省において、所管業界における利用拡大に向けて取組をお願いいたします。その際、デジタル庁が提供するデジタル認証アプリサービス、マイナーポータルAPIサービス、最新4情報提供サービスの周知もお願いします。
- マイナンバーカードの電子証明書機能のスマホ搭載は、令和5年度からAndroidでサービスが開始され、属性証明機能のスマホ搭載は、昨年、法改正がなされ、今春、iPhoneに2つの機能の搭載が予定されています。各府省においては、そのオンライン申請システムにおける早期の対応をお願いいたします。また、所管制度や業界における本人確認方法について、「マイナンバーカードの提示」に加えて、「スマホ搭載カード情報の送信」を加える検討を早期にお願いします。
- 国家資格のオンライン・デジタル化については、所要の法改正済の約80資格について、所管府省において早期の利用開始に向けた取組をお願いします。また、デジタル資格者証が従来の資格者証と同様に利用できるように、本年中に連携した検討をお願いします。
- 次期個人番号カードについては、デジタル庁と総務省において検討等を進めており、順次、必要な依頼をしますので、関係省庁において連携した取組をお願いします。

- マイナンバーカードの普及・利用の推進は、政府一丸となって進めることで、初めて安全・便利で効率的なデジタル社会を実現することができます。これまでのご協力に改めて感謝を申し上げますとともに、なお一層のご尽力をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

(5) 【関係府省庁からの意見について】

なし